

ドメイン名登録について

JPNIC DOM-WG

佐野 晋

97.08.30 S.Sano JPNIC

内容

- JPNICドメイン名登録に関する方針
- 課題
- 商標との関係

JPNICドメイン名登録に関する方針

- インターネットの発展を推進し、阻害しない。
 - 迅速、公平
- 既得権、ユーザからの分かりやすさの両方を尊重する。
 - 既得権 = 既存の登録ドメイン名

適用範囲

- JPドメイン(末尾がjp のドメイン名空間) を管理する.
- JPNICは、国内の組織、団体、個人、サービスなどに対応するドメイン名を、申請者の要求に基づいて登録をこなう.
- 登録されたドメインより、下位のドメインについては、登録者が管理し、JPNICは一切関知しない.

JPNICによるドメイン名登録

- ドメイン名はインターネット上での資源を一意的に識別するために用いる記号である。
 - たとえば利用可能性, 知的財産権
- JPNICは、ドメイン名の一意性を保証するものであるが、その他のいかなる保証もおこなわない。
- 登録を受けた者は、登録を受けたドメイン名をJPNICのデータベースに登録する権利と義務を有する。

先願主義、形式審査

- 迅速な登録を可能にするために、登録は先願主義、形式審査を原則とする。
 - 登録時のJPNICの裁量を排除
 - 審査の公平性の維持、差別的な適用はしない
 - 迅速な登録業務

有限な資源

- 有限な資源ドメイン名は有限な資源であることを踏まえ、また、未来のユーザに対するドメイン名利用の機会を尊重するために、その時点で必要十分なドメイン名の登録を行う。

有限な資源

- ドメインは利用すること. 利用しないドメイン名は登録から抹消する.
 - 無駄な(未使用の)ドメイン名を少なくしたい
 - 先取りの防止
 - 利用とはDNSに登録されていること
- 実体に1ドメインを登録する
 - 実体: 組織, 個人, サービスなど
 - 日本国内に実体がある
- 登録されたドメインの譲渡を禁止する.
 - 実態に付随するもの

DOMAIN登録の課題

- ニーズに答えられているか?
 - 個人, 任意団体, ブランド,
 - 地域, 教育機関, ...
- 複雑なルール, 曖昧なルール
 - 事務量→遅延, 不透明感
- 登録件数の増大への対応
 - 人的リソース, DBシステムの再設計
- 新しい問題
 - 商標権

商標とドメイン

■ 防衛と利用

- 1) 商標を守る立場 ・・ 防衛が難しい問題
- 2) 商標を使う立場 ・・ 登録できない問題

■ 問題と解決

- 商標権の侵害は不正に「利用」したときに発生
 - 登録そのものは商標権の侵害に当たらない
- 1) 侵害した時点で対応すべき
 - 2) 登録時にプレスクリーニングすることで事前に問題の発生を押さえるべき

DOM-WGの(今の)方針

- プレスクリーニングは難しい
 - 登録と商標権についてのコンセンサスがない
 - JPNICで行う有効性に疑問
 - 第4レベルは？, コンテンツは？
 - 技術的な問題 — 判定が難しい
- 紛争解決のための環境作りが重要
- 商標に関連するドメインの新規設立は慎重に
 - ブランドドメイン, イベントドメイン
 - 国内・国際の動向に注目

